


# 興行場の営業をお考えの方へ

- 【1】 営業施設の工事着工前に、所轄の区役所衛生課 環境衛生係に施工図面を持参の上、施設基準に適合しているかご確認ください。
- 【2】 営業許可申請書に必要な書類を添付の上、検査手数料を納付して申請してください。  
施設の確認検査を受けた後、営業許可書が交付され、営業を開始することができます。(標準処理期間:16日)  
検査手数料:22,000円
- 【3】 申請に必要なもの(川崎市興行場法施行細則 第2条、第3条)


届出書類		内容	チェック
興行場営業許可申請書(第1号様式)		必要事項を記載してください。	<input type="checkbox"/>
添付書類	興行場施設の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、敷地の面積及び興行場の面積を記入したもの	<input type="checkbox"/>
	興行場の各階平面図	縮尺及び方位並びに客席、便所、喫煙所、食堂、売店、廊下その他各種設備の配置及び面積を記入したもの	<input type="checkbox"/>
	興行場の2面以上の立面図		<input type="checkbox"/>
	興行場を中心として半径200m以内の見取図	縮尺、方位及び主要道路を記入したもの	<input type="checkbox"/>
	換気及び冷暖房設備の構造仕様の概要並びに中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備にあっては、当該設備の系統図及び各階平面図		
	法人にあっては、登記事項証明書	概ね6箇月以内に発行された原本を添付してください。法務局で取得できます。	<input type="checkbox"/>
	その他市長が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>
興行場管理者設置(変更)届(第7号様式)		営業者が自ら興行場の管理を行わないとき、2以上の興行場を経営しているとき	<input type="checkbox"/>

※令和5年12月から、営業の譲渡の場合は新規許可申請ではなく、承継届(2ページ参照)の手続きへ変更になりました。

 市HP 興行場の営業許可・地位の承継・変更・停止・廃止

( 許可後は、市ホームページに営業施設名称、営業施設所在地、営業者氏名、営業者所在地(法人のみ)、許可年月日、許可番号、営業所面積及び 営業所電話番号等をオープンデータとして掲載します。 )

【4】 許可後の届出(川崎市興行場法施行細則 第5条, 第6条)

手続き	届出書類	内容	添付書類等	チェック
地位の承継	営業承継届 (第4号様式)	営業の譲渡による承継  市HP(環境衛生関連営業施設の事業譲渡(営業者の地位の承継)について)	・営業の譲渡が行われたことを証する書類 ・【営業を譲り受けた者が法人の場合】登記事項証明書(概ね6箇月以内の原本) ・興行場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		合併による承継	・合併後存続する法人又は合併により設立した法人の登記事項証明書(概ね6箇月以内の原本) ・興行場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		分割による承継	・分割により営業を承継した法人の登記事項証明書(概ね6箇月以内の原本) ・興行場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		相続による承継	・戸籍謄本又は不産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・興行場営業許可書	<input type="checkbox"/>
		相続人が2人以上ある場合	・戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・全員の同意書(相続人全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者に対しては、その全員の同意書) ・興行場営業許可書	<input type="checkbox"/>
変更等 変更又は 廃止の日 から10日 以内に届 けてくださ い。	営業許可申請書記載 事項変更届 (第5号様式)	営業所面積又は設備の変更	構造設備の変更の場合、変更前後の状況を示す図面。	<input type="checkbox"/>
		法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合	・登記事項証明書(概ね6箇月以内の原本) ・興行場営業許可書	<input type="checkbox"/>
	営業停止(廃止)届 (第6号様式)	営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したとき	興行場営業許可書	<input type="checkbox"/>
	興行場管理者設置(変更)届 (第7号様式)	管理者の変更のとき		<input type="checkbox"/>

【5】その他

〔公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止〕(興行場法第4条)

第1項 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

第2項 営業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

〔仮設興行場〕(川崎市興行場法施行細則第11条)

仮設興行場の営業期間は、1箇月以内とする。ただし、建築基準法第85条第6項若しくは第7項又は第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた仮設興行場で保健所長が公衆衛生上支障がないと認めた場合であっては、その許可期間以内とする。

【6】お問い合わせ先

名 称	電話番号	ファックス番号
川崎区役所衛生課	044-201-3222	044-201-3291
幸区役所衛生課	044-556-6681	044-556-6659
中原区役所衛生課	044-744-3271	044-744-3342
高津区役所衛生課	044-861-3322	044-861-3308
宮前区役所衛生課	044-856-3270	044-856-3274
多摩区役所衛生課	044-935-3306	044-935-3394
麻生区役所衛生課	044-965-5164	044-965-5204

※ 開庁時間は8:30~12:00, 13:00~17:00です。  
土・日曜日、祝祭日、年末年始は閉庁です。